

# 交通規制「ゾーン30」 の設置について

南島原署  
交通課

「ゾーン30」は、住宅地域や小学校周辺等における歩行者等の安全な通行を確保することを目的としています。

対象となる区域(ゾーン)を定めて時速30キロの速度規制を実施するとともに、道路管理者によるカラー舗装等の整備を行い、区域内における速度抑制や区域内を抜け道として通行する行為の抑制を図る通学路・生活道路対策です。



ゾーン30入口の標識



ゾーン30入口の標示



**ゾーン30区域内では、規制速度を守って安全運転に努めるとともに、不必要な通り抜けは、控えるようにお願いします。**